

## 告 示

### 埼玉県告示第七百七十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年七月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十七年六月二十四日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人循環型地域振興匠工房
- 三 代表者の氏名  
村野 直美
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県所沢市大字下富千百八十九番地の三十
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、少子高齢化に伴う様々な問題と、非循環社会問題構造を解決改善等に担う活動を提供及び提案し、地域住民がより良い生活をする為に自分たちの持てる力を発揮し、諸問題のサポート提案事業等を行い住みよい街づくりの推進に寄与することを目的とする。